

## 大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、肉用牛、酪農、養豚経営農家等の体質強化と経営安定を図るため、大分県畜産経営活性化特別資金利子補給助成要綱（以下「助成要綱」という。）に規定する畜産経営活性化特別資金を融通する融資機関に対し、予算の定めるところにより利子補給金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (利子補給対象資金及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる畜産経営活性化特別資金（以下、「この資金」という。）は、融資機関が融資する大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金とし、その利子補給率は、助成要綱第3の3に定める県の利子補給率以内とする。

### (利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

### (利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間（以下、「計算期間」という。）における資金の年間融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除して得た金額をいう。）に利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項並びに同第12条の規定による申請並びに実績報告は、利子補給費補助金交付申請書並びに実績報告書(第1号様式)によるものとし、毎年1月31日までに知事に提出するものとする。

2. 前項の利子補給費補助金交付申請書並びに実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 利子補給計画書並びに利子補給実績書(第2号様式)

(2) 融資残高計算明細書(第3号様式)

3. 規則第3条第3項の規定により、利子補給費補助金交付申請書並びに実績報告書、若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、規則第3条第2項第1号、第2号、第5号、及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による利子補給条件は、次のとおりとする。

(1) 利子補給費補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること。

(3) その他、規則、助成要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定通知並びに額の確定通知)

第7条 規則第6条並びに規則第13条の規定による通知は、利子補給費補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払いの方法により交付する。

2. 利子補給金の交付決定通知並びに額の確定通知を受けた融資機関が利子補給費補助金の交付請求をしようとするときは、利子補給費補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、2部とする。

附 則 この要綱は、平成5年度の予算に係る大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成7年度の予算に係る大分県畜産経営活性化特別資金利子補給費補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。